

奈良県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第6号

奈良県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則

法令に特別の定めがあるものを除くほか、奈良県広域水道企業団の事務局に次に掲げる職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 参事
- (4) 主幹
- (5) 主任調整員
- (6) 主任
- (7) 主査
- (8) 主任主事
- (9) 主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。